

# 身体拘束等の適正化について

## (施設系サービス・居住系サービス共通)

香川県健康福祉部長寿社会対策課  
施設サービスグループ  
令和5年3月

※ この資料で示す施設系サービス、居住系サービスは以下のとおりです。従来の分類と異なりますのでご注意ください。

施設系：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、  
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

居住系：特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護

# 主な指摘事項

- 身体拘束の実施にあたって、「切迫性」、「非代替性」、「一時性」に関する検討を行った記録が乏しい。 3要件を確認せず漫然と実施しているように見受けられる。
- 身体拘束の開始時に、指針で定めている手続きを取らず、施設長や介護リーダー等から口頭指示を受けて実施している。
- 身体的拘束の解除に向けて検討を行った記録がないため、「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の要件を満たしているとは言い難い。
- 委員会が開催されていない、職員への周知がされていない。（短期を除く）
- 指針が整備されていない、指針はあるが内容が不足。職員が内容を把握していない。（短期を除く）
- 職員研修がされていない、実施記録が不十分。（短期を除く）

※ 介護保険施設等においては、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととされており、やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。

この記録がない場合、又は委員会、指針の整備などが行われていない場合、介護保険施設では、身体拘束廃止未実施減算が適用されます。

# 1 3つの要件をすべて満たすことが必要

【各施設共通】

「**切迫性**」「**非代替性**」「**一時性**」の3つの要件を全て満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」等のチームで検討、確認を行い、その結果が記録されているかを確認します。

**[切迫性]** 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされている可能性が著しく高いこと

※「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要になる程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

**[非代替性]** 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない

※「非代替性」の判断を行う場合には、いかなるときでも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。  
また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行わなければならない。

**[一時性]** 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

## 2 手続き面での慎重な取扱い

### 【各施設共通】

仮に3つの要件を満たす場合にも、施設全体の判断、利用者本人や家族に対する説明・同意、拘束の解除に向けた検討を行っているか等を確認します。

- 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、担当のスタッフ個人（または数名）では行わず、施設全体としての判断が行われるように、あらかじめルールや手続きを定めておく。特に施設内の「身体拘束廃止委員会」といった組織において事前に手続き等を定め、具体的な事例についても関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する態勢を原則とする。
- 利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。その際には、施設長や医師、その他の現場の責任者から説明を行うなど、説明手続きや説明者について事前に明文化しておく。仮に、事前に身体拘束について施設としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で、必ず個別に説明を行う。
- 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除すること。この場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応をとることが重要である。

# 3 身体拘束に関する記録

## 【各施設共通】

緊急やむを得ない身体拘束等が行われている（行われていた）場合、身体拘束にかかる記録内容、記録の保管状況を確認します。

## 【記録に残すべき内容】

- 緊急やむを得なかった理由
- 緊急やむを得ない場合に該当するかの検討を行った記録
- 利用者及び利用者家族に対する説明・同意の記録
- 身体拘束の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況の記録
- 身体拘束解除に向けた検討を行った記録

等を確認します。

※ 身体拘束の「態様」及び「時間」、その際の「利用者の心身の状況」、「緊急やむを得ない理由」は拘束を実施するごとに作成。例えば、1日3回ミトンを着用する入所者の場合は、1日当たり3回分の記録が必要。

※ 具体的な記録にかかる様式は、厚生労働省が参考様式を示していますが、必要事項が記載されていれば、様式は問いません。

## 4 委員会の開催状況、指針、研修

### 【各施設共通（短期を除く）】

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底されているか。
- (2) 身体的拘束等適正化のための指針が整備されているか。
- (3) 身体的拘束等の適正化のための研修が定期的（年2回以上、新規採用研修時）に実施されているかを確認します。

### 【指針には次のことを盛り込むこと】

- ① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ② 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥ 入所等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

# 身体拘束未実施減算

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、**身体拘束未実施減算**として、1日につき10%を所定単位数から減算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準とは、

身体拘束廃止未実施減算については、施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、「身体拘束等を行う場合の記録」、「委員会の開催（3ヶ月に1回）及び職員への周知」、「指針の整備」、「職員への定期的な研修」を行っていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することになる。

（本資料でいうと、「3 身体拘束に関する記録」と「4 委員会の開催状況、指針、研修」で示している内容が満たせていない場合に減算の対象となる。）

※減算対象となる事業は、

- 介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 ○介護医療院
- 特定施設入所者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護 ○認知症対応型共同生活介護

【参考】身体拘束等の廃止に関する指導及び身体拘束廃止未実施減算の適用の考え方について

（疑義照会回答）事務連絡（令和3年2月18日）